

菅首相による日本学術会議会員推薦者 6 人の任命拒否に抗議すると同時に、改めて会員への再任命を強く求める声明

2020 年 11 月 17 日
北海道高等教育研究所

菅首相が日本学術会議から推薦した 105 名の新会員候補者のうち、6 人について、理由を明らかにしないまま任命を拒否して、1 か月半以上たった。

10 月 26 日から臨時国会が開始され、国会の場での任命拒否の理由について、首相への説明要求が開始されている。しかし、国会においても、その任命拒否の説明は、「学術会議の総合的・俯瞰的活動を確保する観点から」とか、推薦者が「一部の大学に偏っている」「民間、若手が極端に少ない」「多様性が大事」などから、最近では「事前調整」が行われなかったことなどを持ち出すという答弁となっており、選考・推薦への政府の人事介入が明らかになってきている。

日本学術会議は、日本学術会議法にもとづき「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（同法第 2 条）として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」など「独立して職務を行う」（同法第 3 条）ことから、高度な独立性が前提で「会員は、第 17 条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」となっている。そして、第 17 条には「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」ことになっている。1983 年以降、政府答弁は「推薦者は拒否しない。形だけの任命」としてきており、今回の任命拒否は、内閣の判断のみで過去の政府答弁を一方的に変更し、国会をないがしろにするものであるとともに、憲法 23 条で規定する学問の自由と日本学術会議法の趣旨を踏みにじるものである。このように、時の内閣総理大臣の意向で人選が行なわれるようなことがあっては、学問・科学に対する政府の統制が強まり、科学の多様性が失われ、ひいてはその発展が阻害されることになりかねない。

かかる事態のもとで、この任命拒否の問題をめぐることは、北海道の大学・学術・研究団体を含めて、多くの学協会、大学関係団体はもとより、広範な市民団体や個人が声明を表明している。日本学術会議の現会長である梶田隆章氏は、学術会議として一刻も早い任命拒否の理由の説明と、改めて 6 人の任命を求める要望書を菅首相に手渡し、事態の改善を求めている。菅首相は、日本学術会議設置の歴史的意義、目的、その精神と日本学術会議法について改めて認識するように努め、任命拒否の理由を公・国会の場でしっかりと明示すべきである。その上で、日本学術会議が推薦した新会員候補 6 人の任命拒否を撤回し、6 人全員を再任命するように強く求める。

以上